60	削除
［61～67　略］	
68	削除
［69～73　略］	
74	削除
［75～86　略］	

［２～４　略］

60	(1)　山形県鶴岡市若葉町24番７号　(71.10) (2)　山形県鶴岡市羽黒町手向字院主南１番11号　(222.50)	北緯38度43分50秒東経139度49分36秒の地点と北緯38度41分58秒東経139度57分19秒の地点を結ぶ直線及び北緯38度41分57秒東経139度57分24秒の地点と北緯38度41分54秒東経139度57分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［61～67　同左］		
68	(1)　秋田県秋田市大町四丁目２番39号　(83.10) (2)　秋田県秋田市御所野地蔵田一丁目１番１号　(65.70)	北緯39度42分57秒東経140度06分58秒の地点と北緯39度42分01秒東経140度07分45秒の地点を結ぶ直線及び北緯39度41分57秒東経140度07分48秒の地点と北緯39度40分04秒東経140度09分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［69～73　同左］		
74	(1)　長野県小諸市赤坂１丁目６番３号　(713.80) (2)　長野県東御市滋野字牧家乙2182番地３　(627.60)	北緯36度19分43秒東経138度25分07秒の地点と北緯36度20分16秒東経138度23分38秒の地点を結ぶ直線及び北緯36度20分17秒東経138度23分35秒の地点と北緯36度20分18秒東経138度23分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［75～86　同左］		

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十五　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～８　略］		
9	削除	

改正前		
1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～８　同左］		
9	(1)　宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目４番１号　(114.10) (2)　宮城県仙台市若林区荒井字堀添60番１号　(38.10)	北緯38度15分47秒東経140度53分59秒の地点と北緯38度14分46秒東経140度55分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域